別記様式25（規則様式9号）

許可番号００１４０１７７４８２号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　北海道檜山郡江差町愛宕町18番地
氏　名　北清えさし株式会社
　　代表取締役　寺嶋　忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　　高橋　はるみ

許可の年月日　　平成２６年　９　月２６日

許可の有効期限　　平成３１年　９　月２５日

１.事業の範囲

破砕（廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、繊維くず）。

埋立（燃え殻、汚泥（含水率85%以下に限る）、廃油（タールピッチに限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの）。以下余白。

２.事業の用に供するすべての施設

(1)　施設の種類　木くず、廃プラスチック類の破砕施設
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川420番、428番1
　　札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
　　設置年月日　平成26年8月29日
　　処理能力　（木くず）
　　175.32ｔ／日（9時間）19.48ｔ／時間
　　（廃プラスチック類）
　　48.69ｔ／日（9時間）5.41ｔ／時間
　　（紙くず）
　　83.43ｔ／日（9時間）9.27ｔ／時間
　　（繊維くず）
　　55.62ｔ／日（9時間）6.18ｔ／時間
　　許可年月日　平成26年1月28日
　　許可番号　檜環生第1954号

(2)　施設の種類　廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川420番、428番1
　　設置年月日　平成26年8月29日
　　処理能力　（廃プラスチック類）
　　83.2ｔ／日（8時間）　10.4ｔ／時間
　　（木くず）
　　160.8ｔ／日（8時間）20.1ｔ／時間
　　（ゴムくず）
　　57.6ｔ／日（8時間）　7.2ｔ／時間
　　（金属くず）
　　83.2ｔ／日（8時間）　10.4ｔ／時間
　　（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
　　328.8ｔ／日（8時間）41.1ｔ／時間

(2)　処理能力　（がれき類）
　　296.0ｔ／日（8時間）37.0ｔ／時間
　　許可年月日　平成26年6月13日
　　許可番号　檜環生第638号

(3)　施設の種類　がれき類の破砕施設
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川419番、420番
　　設置年月日　平成12年9月20日
　　処理能力　264.0ｔ／日（8時間）　33.0ｔ／時間
　　届出受理年月日　平成13年6月13日
　　届出受理番号　檜環生第571-4号

(4)　施設の種類　木くずの保管場所
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川420番、428番1
　　面積　352.0m²
　　保管上限及び高さ　保管上限：516.0m³　高さ：3.0m

(5)　施設の種類　廃プラスチック類の保管場所
　　施設場所　檜山郡江差町字砂川420番、428番1
　　面積　90.0m²
　　保管上限及び高さ　保管上限：58.5m³　高さ：1.5m

(6)　施設の種類　がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くずの保管場所
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川420番、428番1
　　面積　256.0m²
　　保管上限及び高さ　保管上限：341.3m³　高さ：4.0m

(7)　施設の種類　がれき類の保管施設1
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川419番、420番、647番
　　面積　1,378m²
　　保管上限及び高さ　保管上限：2,677.5m³　高さ：3.5m

この許可証はホームページからダウンロードされたものです。

(8)　施設の種類　安定型、管理型最終処分場
　　設置場所　檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番
　　428 番 1、431 番 4、431 番 5、431 番 10
　　431 番 11、645 番、647 番
　　設置年月日　平成 26 年 12 月 5 日
　　処理能力　保管上限：17,516m^2、168,868m^3
　　許可年月日　平成 25 年 6 月 10 日
　　許可番号　檜環生第 554 号

3.許可の条件

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

4.許可の更新又は変更の状況

平成２６年１２月２５日　変更許可

（破砕（紙くず、繊維くず）の追加。）

（埋立（燃え殻、汚泥（含水率 85%以下に限る）、廃油（タールピッチに限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの）の追加。）

5.規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無　（有）・ ~~無~~

この許可証はホームページよりダウンロードされたものです。